（漁港漁場整備法の一部改正）

第二十三条　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「をしようとする」を「をした」に、「変更しようとする」を「変更した」に、「農林水産大臣の認可を受けなければ」を「遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「若しくは第六項」を「又は第六項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「、又は市町村長若しくは都道府県知事が第一項若しくは第二項の指定若しくは第五項の変更をしようとする場合において、第七項の認可をしようとするとき」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

（農山漁村電気導入促進法の一部改正）

第二十四条　農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行ない」を「行い」に、「基き」を「基づき」に、「きいて」を「聴いて」に、「定め、これを農林水産大臣に提出しなければならない」を「定めることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第一項の電気導入計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第二十五条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において」を削り、「ついては、農林水産大臣の」を「ついて、農林水産大臣に協議し、その」に改める。

第八条第四項中「都道府県知事に協議しなければならない。この場合において」を「政令で定めるところにより」に、「ついては、都道府県知事の」を「ついて、都道府県知事に協議し、その」に改める。

第六章　経済産業省関係

（小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正）

第二十六条　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第二十七条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百一条の二中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

（中小企業支援法の一部改正）

第二十八条　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、中小企業政策審議会の意見を聴いて」を削り、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、中小企業政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事（同項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）の意見を求めるものとする。

第四条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「定め、これを」を「定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、」に改める。

第八条第一項中「計画」の下に「があるときは当該計画」を加える。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第二十九条　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

（地域産業資源の内容の指定）

第四条　都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源であって、当該都道府県において当該地域産業資源を用いて行われる地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化が図られると見込まれるものの内容を定めることができる。

2　都道府県知事は、前項の地域産業資源の内容を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に通知しなければならない。

第五条　削除

第六条第四項第一号中「認定基本構想に記載された」を「第四条第一項の規定により定められた」に改め、同条に次の一項を加える。

5　主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第七条第三項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改める。

第十六条第二項中「第四条第一項、第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項（第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第五条第一項及び第二項」を「第四条第二項」に改め、同条第三項中「第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項（第七条第三項において準用する場合を含む。）」を「同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を第七条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正）

第三十条　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を削り、第十三号を第十号とする。

第二十八条第二項中「第五条第二項第十一号」を「第五条第二項第九号」に改める。

第七章　国土交通省関係

（港湾法の一部改正）

第三十一条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「（第九条第二項」を「又は第八項（これらの規定を第九条第二項」に、「により認可」を「による同意又は届出」に改める。

第四条第三項中「且つ」を「かつ」に、「関係地方公共団体より」を「関係地方公共団体から」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は、一月を下ることができない。

第四条第四項中「前項」を「次の各号に掲げる港湾において港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、前項」に、「関係地方公共団体より同項の規定による」を「関係地方公共団体から同項の」に、「又は同項」を「、又は同項」に、「、議会」を「議会」に改め、「、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は」及び「、左の区分により」を削り、「手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ」を「ところにより、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければ」に改め、同項各号を次のように改める。

一　重要港湾　国土交通大臣

二　避難港であつて都道府県が港務局の設立に加わつているもの　国土交通大臣

三　前号に掲げるもの以外の避難港　予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事